

職務内容書

独立行政法人雇用・能力開発機構 監事

当法人は、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務等を行っている。

今回公募する監事には、当法人における多岐にわたる業務の監査を的確に遂行できる十分な能力を有していること及び中立性、公平性を担保して監査業務を遂行できる者であることが求められる。

1 機関名

独立行政法人雇用・能力開発機構

（法人の業務概要）

- ① 雇用管理の改善に対する援助
- ② 公共職業能力開発施設の設置及び運営
- ③ 勤労者の計画的な財産形成の促進
- ④ 雇用促進住宅の譲渡又は廃止
等の業務を実施している。

2 ポスト

- （１）監事（常勤）
- （２）監事（非常勤）

以上 ２ポスト２名

任期 平成２２年４月１日から平成２３年度（機構の廃止の日まで）

注）本来任期は２年間であるが、平成２０年１２月２４日の閣議決定により、機構は廃止することとされている。

3 職務内容

機構の業務について、以下に掲げる事項について監査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、理事長又は厚生労働大臣に意見を提出する。

- ① 関係諸法令及び機構業務方法書その他の諸規程等の実施状況
- ② 各事業年度における中期計画及び年度計画の実施状況並びに中期目標期間中における中期目標の達成状況
- ③ 業務効率化及び経営合理化の状況
- ④ 予算実施計画、事業実施計画及び資金計画の執行状況
- ⑤ 資産の取得、管理及び処分に関する事項

⑥ 決算報告書、財務諸表及び事業報告書

⑦ その他監査の目的を達成するために必要な事項

なお、監事（常勤）については、全国多数にわたる施設の監査を効率的に実施するため、監査計画の策定、監査資料等の監査実施前の分析、監査実施後の結果の整理等を行う。

4 必要な資格・経験等

- ・ 原則として本来の任期満了時点（平成24年2月29日）で65歳未満であること。
- ・ 中立・公正な立場から監査を行うことのできる人格高潔で高い倫理観を有していること。
- ・ 法令遵守状況及び業務内容の適正性の監査実施に当たっては、当法人が行う業務について、全国73の施設、約3700人の職員を有する組織に対し、的確に監査業務を遂行できる十分な能力及び経験を有していること。
- ・ 財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、それらの監査業務に従事した経験を有しており、その経験を通じて財務状況や決算状況の監査に精通していること。
- ・ 全国に存在する73の公共職業能力開発施設に、それぞれおおむね3年に1回直接出向いて監査を実施することについて支障がないこと。
- ・ 多様な人材を登用する観点から、行政実務経験、行政機関との調整力については、国家公務員経験者が有利となるため、特に考慮しない。

5 勤務条件

（1）勤務条件

①監事（常勤）

- ・ 勤務形態：常勤
- ・ 勤務地：独立行政法人雇用・能力開発機構本部
神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8日石横浜ビル
- ・ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・ 給与等：役員給与規程に基づき支給
【参考：年収約1,338万円（特別調整手当、期末特別手当を含む。平成20年度実績）及び通勤手当】
- ・ 福利厚生：健康保険、厚生年金、厚生年金基金、健康診断（年1回）

②監事（非常勤）

- ・ 勤務形態：非常勤
- ・ 勤務地：独立行政法人雇用・能力開発機構本部
神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8日石横浜ビル
- ・ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- ・ 給与等：役員給与規程に基づき支給
【参考：年収約298万円（平成20年度実績）】
- ・ 福利厚生：健康診断（年1回）

(2) 選考方法

① 第一次選考

履歴書、職務経歴書及び自己アピール文書による書類審査

② 第二次選考

面接審査

③ 最終選考

外部有識者による選考委員会の審議を経て厚生労働大臣が任命

(3) 応募書類等

下記①及び②の書類を③あて簡易書留により郵送すること。

(※ 厚生労働省に直接持参しても受け付けはしないことに留意。)

なお、提出された書類については返却しない。

① 履歴書・職務経歴書

- ・ 日本工業規格(JIS)履歴書に写真を添付の上、応募動機、学歴、職歴、資格等の必要事項を詳細に記載すること。
- ・ 職務経歴書は、任意の様式により、職務経歴(「4. 必要な資格・経験等」に該当する経験等に係る記述を含む)を記載すること。

② 自己アピール文書(A4版 2,000字程度)

- ・ テーマ「自らの経験・知識を機構でどのように活かすか」(職務上の主な業績を盛り込むこと)
- ・ 常勤監事、非常勤監事のいずれに応募するか記載すること。なお、両方に応募することも可であり、その旨を記載すること。

※ 応募書類は上記のとおりですが、今回の公募を何によって知ったか、任意様式により、又は下記アンケート用紙を印刷・記入し、同封していただければ幸いです。

【[アンケート用紙](#)】

(左クリックするとアンケート用紙が表示されますので、印刷して、該当部分にチェック☑等を記入して下さい。)

なお、当該アンケートの回答の有無は選考には一切関係がございません。

③ 送付先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

厚生労働省大臣官房人事課

電話：03-3595-2383 (直)

④ 応募期限

平成22年2月22日(月) 必着

6 欠格事項

独立行政法人通則法の役員欠格条項等に該当する場合は、監事になることはできません。

○独立行政法人通則法

（役員欠格条項）

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員兼職禁止）

第六十一條 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。